

項目	改正内容説明	施行時期
<p>第22条の2 （納税証明事項）</p>	<p>法律改正にあわせた改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第23条 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p>	<p>法律改正にあわせた改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第38条③ （所得割の課税標準）</p>	<p>法律改正にあわせた改正 特定大口株主配当等の特定配当等への追加</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第39条の7② （寄附金税額控除）</p>	<p>法律改正にあわせた改正 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正</p>	<p>令和10年1月1日</p>
<p>第40条の3① （市民税の申告）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 項ズレの反映</p>	<p>令和9年1月1日</p>

<p>第40条の4の2① （個人の市民税に係る 給与所得者の扶養親族 等申告書）</p>	<p>法律改正にあわせた改正 項ズレの反映</p>	<p>令和9年1月1日</p>
<p>第40条の4の3 （個人の市民税に係る 公的年金等受給者の扶 養親族申告書）</p>	<p>法律改正にあわせた改正 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正</p>	<p>令和9年1月1日</p>
<p>第66条 （固定資産税の免税 点）</p>	<p>法律改正にあわせた改正</p>	<p>令和9年4月1日</p>
<p>第86条①～③ （軽自動車税の納税義 務者等）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>
<p>第86条の2①～④ （軽自動車税のみなす 課税）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>
<p>第86条の4 （環境性能割の課税標 準）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>

<p>第86条の5 （環境性能割の税率）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第86条の6 （環境性能割の徴収の方法）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第86条の7①② （環境性能割の申告納付）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第86条の8①～③ （環境性能割に係る不申告等に関する過料）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第86条の9①② （環境性能割の減免）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第87条 （種別割の課税免除）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>

<p>第88条 （種別割の税率）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第89条 （種別割の賦課期日及び納期）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第91条 （種別割の徴収の方法）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第93条①～③ （種別割に関する申告又は報告）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第94条 （種別割に係る不申告等に関する過料）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第94条の2①～③ （種別割の減免）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>

<p>第95条①②④⑤ （身体障害者等に対する種別割の減免）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第96条② （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>第101条② （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の返納）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第6条 （特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 適用期限の延長に伴う改正</p>	<p>令和9年1月1日</p>
<p>附則第7条の3 （個人の市民税の住宅借入金特別税額控除）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>

<p>附則第7条の3の2</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日 ※令和9年1月1日（適用期限の延長の部分に限る）</p>
<p>附則第7条の4 （寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日 ※令和10年1月1日施行（復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正の部分に限る。） ※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行（特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備の部分に限る。）</p>

<p>附則第7条の5 （令和6年度分の個人の 市民税の特別税額控 除）</p>	<p>条例の項ズレによる改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>
<p>附則第7条の9</p>	<p>条例の項ズレによる改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>
<p>附則第8条 （肉用牛の売却による 事業所得に係る市民税 の課税の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長 に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>
<p>附則第9条の2</p>	<p>法律改正にあわせて改正 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に 伴う改正</p>	<p>令和10年1月1日</p>
<p>附則第10条 （固定資産税の課税標 準の特例等）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 項ズレの反映</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>
<p>附則第10条の2 （法附則第十五条第二 項第一号等の条例で定</p>	<p>法律改正にあわせて改正 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のわが まち特例の割合を定める規定を改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>

<p>める割合)</p>	<p>改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設 項ズレの反映 条例の項ズレによる改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第10条の3 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>法令改正にあわせて改正 項ズレの反映</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第15条の2 （軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第15条の2の2 ①～④ （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第15条の3 （軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>

<p>附則第15条の4 （軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第15条の5 （軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第15条の6①② （軽自動車税の環境性能割にの税率の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第16条①～④ （軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第16条の2①～③ （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>

<p>附則第16条の3 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第16条の4 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第17条 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第17条の2 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日 ※令和10年1月1日（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正の部分に限る。）</p>
<p>附則第18条</p>	<p>法律改正にあわせて改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する</p>

<p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	<p>法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第18条の2 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第18条の2の3 （特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>法規定の新設にあわせて新設 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い整備</p>	<p>金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行</p>
<p>附則第18条の3② （先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
<p>附則第18条の4②⑤ （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>

<p>特例)</p> <p>附則第18条の5②⑤ （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>附則第21条①② （都市計画税の課税標準の特例等）</p> <p>附則第21条の2 （都市計画税に係る法附則第15条第14項等の条例で定める割合）</p> <p>附則第21条の3 （改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>法律改正にあわせて改正 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p> <p>法律改正にあわせた改正 項ズレの反映</p> <p>法律改正にあわせた改正 項ズレの反映 改修特別特定建築物に係る都市計画税の減額の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設</p> <p>法律改正にあわせた改正</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）に定める日</p>
--	--	---

<p>附則第21条の4 （東日本大震災に係る 固定資産税及び都市計 画税の特例の適用を受 けようとする者がすべ き申告）</p>	<p>法律改正にあわせた改正 項ズレの反映</p>	<p>地方税法等の一部を改正する 法律（令和八年法律第 号） に定める日</p>
--	-------------------------------	--